



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年9月13日金曜日 第1390号外1

### ◇ 目 次 ◇

#### 監査公表

監査結果に基づく措置の公表（2件）..... 1

#### 監査公表

#### ○公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成14年9月13日

愛媛県監査委員 小川 一雄  
 同 横田 弘之  
 同 井上 和久  
 同 吉久 宏

監査対象機関	監査年月日
今治地方局総務福祉部	平成13年7月10日
宇和島地方局総務福祉部	平成13年7月17日、 平成13年7月19日
西条地方局総務福祉部	平成13年8月22日
八幡浜地方局総務福祉部	平成13年9月3日
八幡浜地方局建設部	平成13年9月6日
松山地方局建設部	平成13年9月7日
松山地方局総務福祉部	平成13年9月11日

#### （監査の結果）

- 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。  
 （宇和島地方局総務福祉部）  
 （西条地方局総務福祉部）  
 （八幡浜地方局総務福祉部）  
 （松山地方局総務福祉部）
- 県税については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。  
 （今治地方局総務福祉部）
- 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。  
 （八幡浜地方局総務福祉部）
- 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても努力が望まれる。  
 （松山地方局総務福祉部）
- 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。  
 （松山地方局建設部）
- 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても努力が望まれる。

（八幡浜地方局建設部）

#### （措置の内容）

- 今治地方局総務福祉部  
 県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等により自主納税の促進に努めました。  
 滞納となったものについては、各地方局の税務管理課長等を委員とする県税徴収確保対策委員会を設置し、滞納繰越額縮減計画の策定とそれに基づく計画的な滞納整理を目標に、滞納整理強化月間・重点整理地区を定め、夜間における電話催告並びに徴収の実施、差押の早期着手と換価処分等の促進等を実施し、徴収に努力した結果、平成13年度に繰り越した未収入金 682,565,493 円が平成14年3月31日現在で 507,462,758 円に減少しました。  
 今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めます。
- 宇和島地方局総務福祉部  
 県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等による啓発により自主納税の促進に努めました。  
 滞納となったものについては、各地方局の税務管理課長等を委員とする県税徴収確保対策委員会を設置し、当局では、滞納整理実施計画の策定、滞納整理強化月間の設定、夜間における滞納整理等を実施し滞納整理に努力した結果、平成13年度に繰り越した未収金 228,390,574 円が平成14年3月31日現在で 161,693,139 円に減少しました。  
 今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めます。
- 西条地方局総務福祉部  
 県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等による啓発により自主納税の促進に努めております。  
 滞納となっているものについては監査指摘以降、滞納繰越額縮減計画の策定、重点整理地区の集中徴収、夜間一斉電話催告、夜間臨戸徴収、市町村との共同徴収、差押えの早期着手と換価処分等の促進などを実施し、この改善に努めた結果、平成13年度に繰り越した未収入金 825,984,134 円が平成14年3月31日現在で 611,102,716 円に減少しました。  
 今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分の約2分の1を占める個人県民税の縮減に向けて管内市町村と連携を密にして、中小企業の事業主に対する普通徴収から特別徴収への指導や効果的な共同徴収の実施等の取組に向けた整理に努めます。
- 八幡浜地方局総務福祉部  
 (1) 県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導、広報等による啓発や口座振替制度の周知等により自主納税の促進に努めました。  
 滞納となったものについては、税務管理課長等を委員とする県税徴収確保対策委員会を設置し、滞納繰越額縮減計画の策定、滞納整理特別対策月間の設定、夜間・休日の滞納整理、差押の早期着手と換価処分等の促進等を実施し、滞納整理に努力した結果、平成13年度に繰り越した未収入金 231,786,340 円が、平成14年3月31日現在で、166,156,325 円に減少しました。  
 今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めます。

(2) 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子相談員から制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行い、償還開始前には借受者に償還が始まる旨を連絡するなど適期収入に努めてまいりました。

また、滞納となったものについては、督促状の発送や本人又は保証人へ電話・訪問により督促を行うなど償還指導に努めてまいりました。

しかしながら、近年の景気の低迷による就職困難や事業不振、疾病等も重なり、その結果、平成13年度に調定した14,885,060円のうち、年度内納入は11,937,010円となっております。

この貸付金償還金は、新規貸付申込者の財源ともなることから、今後とも、借受者の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めてまいりたい。

5 八幡浜地方局建設部

平成12年度及び過年度分の県営住宅貸付料の滞納者については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領に基づき、本人及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、戸別訪問等により未収金の早期収入に努めている。

6 松山地方局建設部

平成12年度及び過年度分の県営住宅貸付料の滞納者については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領に基づき、本人及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、戸別訪問等により未収金の早期収入に努めている。

また、特に悪質滞納者に対しては、13年度は1名に対し明渡請求等の法的措置により退去させたほか、積極的に納付指導も行い、滞納の解消に努めている。

7 松山地方局総務福祉部

(1) 県税の適期収入については、納税貯蓄組合の育成指導や広報等による啓発により自主納税の促進に努めました。

滞納となったものについては、各地方局の税務管理課長等を委員とする県税徴収確保対策委員会を設置し、滞納繰越額縮減計画の策定、滞納整理特別対策月間の設定、夜間・休日の滞納整理、差押の早期着手と換価処分等の促進等を実施し、滞納整理に努力した結果、松山地方局管内において平成13年度に繰り越した未収入金4,013,128,520円が平成14年3月31日現在で、3,180,540,796円に減少しました。

今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理に努めます。

(2) 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子相談員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には、借受者に償還が始まる旨を連絡するなど適期収入に努めました。滞納となったものについては、督促状の発送、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、さらには直接訪問を行うなど償還指導に努めました。その結果、平成13年度に調定した24,551,770円のうち19,771,303円が年度内に納入され、収入歩合は80.5%と、前年度に比べ7.6ポイント増加しました。

母子寡婦福祉資金貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借受者の生活状況に応じた適切な償還指導により、滞納繰越分の整理など収入の確保に努めます。

平成14年 9月13日

愛媛県監査委員 小川 一雄  
同 横田 弘之  
同 井上 和久  
同 吉久 宏

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
児 童 福 祉 課	平成13年11月6日

(監査の結果)

- 1 児童扶養手当の返還金未収入金については、収入確保に一層の努力が望まれる。
- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

- 1 児童扶養手当返還金については、過払金返納対象者に対して同手当の受給資格喪失等に伴う返還金が発生していることを市町村を通じて事前に十分説明するとともに、過払金返納通知書を発送するなど適期収入に努めました。滞納となったものについては、特に、市町村の協力を得るなど納入指導に努めました。その結果、平成13年度に調定及び戻入決議を行った28,843,480円のうち2,659,150円が年度内に返納されました。

過払いによる返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅滞により発生していることから、今後とも、市町村に対して、受給者に対する現況届や資格喪失届等の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、返還金発生 の未然防止に努めます。

- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子相談員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど適期収入に努めました。滞納となったものについては、督促状の発送、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めました。その結果、平成13年度に調定した187,794,042円のうち96,059,291円が年度内に納入されました。

貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借受者の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めます。

○公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。